所管部課		健幸いきいき部 保険年金課	台	長	川口 荘一			
件 名		東大和市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例について						
			区分	0	1審議事項		2報告事項	
関係事項	条例 規則	東大和市国民健康保険出産費資金貸付条例施行規則						
	部課 機関							

## 1. 要旨

国民健康保険の出産費資金貸付基金は、出産費資金の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため設置された基金であるが、東大和市国民健康保険出産費資金貸付条例を廃止することに伴い、東大和市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止するものである。

## (1) 主な内容

東大和市国民健康保険出産費資金貸付基金条例(平成13年条例第23号)を廃止する。

(2) 施行日

令和6年3月31日

(3) 影響及び効果

当該事務に係る負担軽減及び財源の有効活用が図られる。

- 2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)
- ・令和5年 8月 令和4年度東大和市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書において、出産費資金貸付制度及び基金のあり方について検証を求める意見があった。
- ・令和6年 1月 東大和市国民健康保険運営協議会へ諮問し、答申を受領。
- ・令和6年 1月 文書課において審査済み。
- 3. 留意事項 (問題点等)

本基金額の300万円については、令和6年第1回市議会定例会に議案として提出する補正 予算に計上し、国保会計を通して一般会計に繰り入れるものとする。

4. 主管部処理案(検討結果等)

庁議終了後、令和6年第1回市議会定例会に議案として提出したい。

5. 審議結果

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。